

## 議第34号

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成20年 2月29日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

## 京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 京都市教職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「及び休暇」を「, 休暇, 部分休業及び休業」に, 「第28条」を「第28条の11」に改める。

第1条中「及び休暇」を「, 休暇, 部分休業及び休業」に改める。

第2条第1項中「地方公務員法」の右に「(以下「法」という。)」を, 「養護教諭」の右に「, 栄養教諭」を加える。

第4条第5項本文中「前2項」を「前3項」に, 「地方公務員法」を「法」に改め, 同項ただし書中「第26条第2項」を「第26条第3項」に改め, 同項を同条第6項とし, 同条第4項の次に次の1項を加える。

5 前2項の規定にかかわらず, 地方公務員の育児休業等に関する法律(以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定による承認を受けた教職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教職員を含む。以下「育児短時間勤務教職員」という。)の給料月額は, 前2項の規定による給料月額に, 第26条第2項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を同条第1項に規定する1週間についての勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第14条第2項中「再任用短時間勤務教職員」を「育児短時間勤務教職員

又は再任用短時間勤務教職員」に改め、同条第3項中「第26条第4項」を「第26条第5項」に改め、同条第4項中「再任用短時間勤務教職員が第26条第4項」を「育児短時間勤務教職員又は再任用短時間勤務教職員が第26条第5項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

第21条の2中「地方公務員法」を「法」に改める。

第3章の章名中「及び休暇」を「、休暇、部分休業及び休業」に改める。

第26条第1項中「1週間について」を「4週間を超えない期間につき1週間当たり」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、育児短時間勤務教職員の1週間当たりの勤務時間は、当該育児短時間勤務教職員が育児休業法第10条第3項の規定により承認を受けた同条第1項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容に従い、別に定める。

第3章中第28条の次に次の10条を加える。

(修学部分休業の承認)

第28条の2 法第26条の2第1項に規定する修学部分休業（以下「修学部分休業」という。）の承認は、1週間当たり20時間を超えない範囲内で、教職員の修学のため必要とされる期間について、30分を単位として行うものとする。

2 法第26条の2第1項に規定する条例で定める教育施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校
- (2) 学校教育法第124条に規定する専修学校
- (3) 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校

(4) 前3号に掲げる教育施設に類するものとして別に定める教育施設

3 法第26条の2第1項に規定する条例で定める期間は、2年とする。

(修学部分休業の承認の取消事由)

第28条の3 教育委員会は、修学部分休業をしている教職員が、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

(1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。

(2) 正当な理由なしに、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。

(3) 当該教職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難となった場合において当該修学部分休業の承認の取消しについて当該教職員の同意を得たとき。

(自己啓発等休業の承認)

第28条の4 教育委員会は、法第26条の5第1項の規定により教職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該教職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修（同項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業（以下「自己啓発等休業」という。）をすることを承認することができる。

(大学等教育施設)

第28条の5 法第26条の5第1項に規定する条例で定める教育施設は、次に掲げるものとする。

(1) 学校教育法第1条に規定する大学

(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自

己啓発等休業をしようとする教職員が当該課程を履修する場合に限る。)

(3) 前2号に相当する外国の大学(これに準じる教育施設を含む。)

(4) 前3号に掲げる教育施設に類するものとして別に定める教育施設(奉仕活動)

第28条の6 法第26条の5第1項に規定する条例で定める奉仕活動は、次に掲げるものとする。

(1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第3号の規定により自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動(当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。)

(2) 前号に掲げる奉仕活動のほか、外国の地方公共団体等において行われる当該地方公共団体等との国際交流の促進に資する奉仕活動のうち教職員として参加することが適当であると教育委員会が認めるもの(自己啓発等休業の期間)

第28条の7 法第26条の5第1項に規定する条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては2年(大学等課程の履修の成果を挙げるために特に必要な場合として別に定める場合は、3年)、国際貢献活動のための休業にあつては3年とする。

(自己啓発等休業の承認の申請)

第28条の8 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第28条の9 自己啓発等休業をしている教職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第28条の7に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間

の末日を明らかにして、教育委員会に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

- 2 自己啓発等休業の期間の延長は、別に定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。
- 3 第28条の4の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第28条の10 法第26条の5第5項に規定する条例で定める事由は、次に掲げるものとする。

- (1) 自己啓発等休業をしている教職員が、正当な理由なしに、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。
- (2) 自己啓発等休業をしている教職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該教職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じていること。

(報告等)

第28条の11 自己啓発等休業をしている教職員は、次に掲げる場合には、当該教職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 当該教職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
- (2) 当該教職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を正当な理由なしに欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

- (3) 当該教職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合
- (4) その他教育委員会が必要と認める場合

第2条 京都市教職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第28条の6第1号中「第13条第1項第3号」を「第13条第1項第4号」に改める。

#### 附 則

この条例中第1条の規定は平成20年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

#### 提案理由

修学部分休業及び自己啓発等休業の制度を設け、並びに新たに配置する栄養教諭の勤務条件を定めるとともに、規定を整備する必要があるので提案する。